

障害者の雇用の場を確保するために

特例子会社を 設立するなら 横須賀に！



横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

★特例子会社とは★

障害者雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に特別の配慮をし、一定の要件が満たされている子会社のことです。特例子会社で雇用されている障害者を、親会社に雇用されているものとみなして雇用率(法定雇用率:民間企業は2.5%)を算定することができます。

親会社の要件	子会社の要件
<ul style="list-style-type: none">■子会社の意思決定機関(株主総会等)を支配している。 (具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等)■子会社との人的関係が緊密である。(具体的には、子会社への役員派遣、従業員出向等)	<ul style="list-style-type: none">■株式会社である。■雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上である。■雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上である。■障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有している。 (具体的には、障害者のための施設改善、専任指導員の配置等)■その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められる。

★特例子会社のメリット★

- 企業イメージの向上が期待できる。
- 子会社の法定雇用率の算定により、障害者雇用納付金が減り、障害者雇用調整金の支給がある。
- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分発揮できる場が作りやすい。
- 障害者の受け入れにあたっての設備投資を特例子会社に集中化でき、親会社全体で雇用するより効率的な執行が可能。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 子会社は独立した企業法人として、親会社とは異なる採用方法や労働条件の設定が可能であり、弾力的な雇用管理ができる。

特例子会社等設立支援補助制度をご利用ください

横須賀市には、特例子会社等の設立を支援する補助制度があります。今後の法定雇用率の引き上げ等に対し、補助制度の活用をご検討ください。詳細は裏面をご覧ください。

民間企業の法定雇用率について

民間企業の法定雇用率は、令和6年4月に2.5%に引き上げられましたが、令和8年7月には2.7%に引き上げられます。また、令和7年4月には、除外率設定業種の除外率が10ポイント引き下げられます。

★特例子会社等設立支援補助金★

＜対象＞ ①、②の条件を満たす必要があります。

- ①横須賀市内に特例子会社を設立し、又は市内に特例子会社の支店、営業所、事業所等を開設しようとする親事業主又はその特例子会社。
②特例子会社又は支店等において5人以上の障害者を常用労働者として新たに雇用する予定があること。

＜補助金額＞

540万円	建物等の整備費(設立後1年以内の家賃等を含む)	450万円(限度額)
	備品購入費	45万円(限度額)
	事務費	45万円(限度額)

＜補助金交付までの手続きの流れ＞※特例子会社を新設する場合

1. 事業計画の事前相談

○あらかじめ、特例子会社等の設立に関する事業計画について市にご相談していただきます。

2. 特例子会社又は支店等の設立

○特例子会社等の設立のための施設整備、登記、障害者の雇用等を実施して、新設の場合は公共職業安定所で特例子会社の認定手続きを行ってください。

3. 補助金交付の申請、決定

○特例子会社等の設立後、補助金等交付申請書を市に提出してください。交付の可否を決定し、通知します。

4. 補助金交付の請求、交付

○特例子会社等の設立完了後、実績報告書及び請求書を市に提出していただくと、補助金が交付されます。

★横須賀市独自の支援★

■企業立地等促進制度

優遇内容: 固定資産税・都市計画税・事業所税を5年間免除

対象: 市内の指定産業地域及び工業系地域に新たに用地または建物を取得(借り受け)し、事業を開始する企業等(日本標準産業分類に定める「製造業」、「情報通信業」、「学術研究・専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関」、「電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業」に属するもの)※最低投資額が5千万円以上(大企業:3億円以上)が対象

※夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業」』

※成長分野の場合は、投下資本額の10%以内(最大5億円)の奨励金を交付。その他、設備投資への支援が活用できる場合もあります。

■YRP進出事業者補助金

横須賀リサーチパーク(YRP)に進出する中小企業者様には最大100万円の補助制度があります(条件あり)。

問い合わせ先…横須賀市経済部企業誘致・工業振興課(電話046-822-8290)

■障害者雇用奨励金

助成額: 知的障害者又は精神障害者1人につき月額3万円を支給

対象: 知的障害者又は精神障害者を3カ月以上雇用しようとする事業主

※国からの助成金(特定求職者雇用開発助成金等)の支給がある場合は対象外。ただし、助成金の支給が終了した以降は障害者雇用奨励金の対象となります。

※新たに雇用する場合に対象となり、すでに雇用をされている場合は対象外

問い合わせ先…横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課(電話046-822-9837)

＜障害者雇用のための支援機関＞

- ハローワーク横須賀
- 神奈川県障害者雇用促進センター
- よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター
- 武山支援学校、岩戸支援学校などの教育機関

【問い合わせ先】

横須賀市民生局福祉こども部
障害福祉課就労支援係
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
(電話)046-822-9837(直通)